

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 4 号
件 名	新潟市から文書を発出する際には、書類の点検をしてから発送するよう求めることについて
要 旨	<p>新潟市役所から送達されてきた文書の例として、裁決書の原本と謄本の2通が同封されてきた。審査請求に関する諮問（答申）に基づいて一部公開とすべきところを全部公開とした裁決書が送付されてきた。（決裁の各段階でチェックされていない。）新潟市長名で発出の文書（審査請求に関する審理手続きについて）に新潟市長印がないものがあった。別紙を同封しなければならないのに同封していない。（送付を依頼すると、発送準備に4日を要した。）複数枚の別紙を送付する必要があるのに1枚しか送付していない。（前回も複数枚の送付を依頼したのに、今回も1枚のみであった。）審理手続きが併合されたとして、反論書と口頭意見陳述書の用紙がそれぞれ1枚送付され、文書番号を記入する欄に丸印がつけられていたが、1個の文書番号しか記入できない。どのように記入するのか教示もない。（併合通知文を同封しているのに、審査請求人が同封の用紙で記載できないのではないかと疑問を感じないのでしょうか。）新潟市職員措置請求の審査結果についての通知文書を発送する際に、請求書に記載された事実を主張事実に記載すべきところ、あえて事実と違う、委託業者がデータを抽出する際に集計期間を誤って設定したためと記載したが、決裁段階で誰もチェックしていない。説明を求めても説明できない等である。</p> <p>以上のことから、新潟市から文書を発出する際には書類の点検をしてから発送することを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和6年3月11日 総務常任委員会
受 理	令和6年2月26日 第766号